

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
令和6年度に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）

	2024年		2025年		2026年		2027年		2028年		2029年	
	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1
	(2024年度)		(2025年度)		(2026年度)		(2027年度)		(2028年度)		(2029年度)	
現在の有効期限												
① 2024年3月31日以前の者 (未更新者降格)	→ (都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)											
①' 2024年3月31日の者 ※復活手数料10,000円を納入した場合	←							→				
	1年		2年		3年		新有効期限 (2027. 3. 31)					
② 2025年3月31日の者 (期限内に更新)			←						→			
	0年		1年		2年		3年		新有効期限 (2028. 3. 31)			
③ 2026年3月31日以降の者 (期限内に更新)					←						→	
	0年		0年		1年		2年		3年		新有効期限 (2029. 3. 31)	

- (注) 1. ②の者は2024年度内に更新をしなければ、2025年4月1日以降は降格の対象となる。
 2. 2024年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
 3. 2027年3月31日が有効期限の者が2024年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2029年3月31日となる。
 4. ①'有効期限が2024年3月31日の者については、復活手数料10,000円を納入することで更新が可能となる。ただし、新有効期限は2027年3月31日となる。